介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメント　【プロセスと類型一覧】

	説明	利用する サービス		サービス提供 開始月	2月目 （翌月）	3月目 （翌々月）	4月目 （3か月後）	６月目 （５か月後）	９月目 （８か月後）	２４月目 （２３か月後）
ケアマネジメント A	■現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様 ■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 ■モニタリングはおおむね3か月毎に実施 ■利用者の状況等に応じて　サービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく	指定事業者のサービス	プラン作成	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者会議	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	―	○	◎	○	◎	◎	◎
			評価	―	―	―	―	―	―	◎
			報酬（翌月請求事務）	基本報酬 （@4,300） ＋ 初回加算 （@3,000）	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬
ケアマネジメント B	■現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様 ■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 ■モニタリングはおおむね3か月毎に実施 ■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく	【短期集中】 訪問型サービスC 通所型サービスC 《基本3か月》 《最長6か月》	プラン作成	◎	×	○	×	×	（注１） ●については、**3か月目で終了の場合**、評価必要。延長の場合は、延長終了時評価必要。 （注２） 3か月時にサービス担当者会議・モニタリングを行い、延長が必要な場合は、 ①軽微な変更とし支援経過記録に状況記録 ②プランに期間延長の旨を赤字で記載	
			サービス担当者会議	◎	×	◎	×	○		
			モニタリング等	―	○	◎	○	◎		
			評価	―	―	●	―	●		
			報酬（翌月請求事務）	基本報酬 （@4,300） ＋ 初回加算 （@3,000）	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬		
	■現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様 ■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 ■モニタリングはおおむね 3か月毎に実施 ■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく	訪問型サービスA 通所型サービスA ※2種以上利用の場合	プラン作成	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者会議	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	―	○	◎	○	◎	◎	◎
			評価	―	―	―	―	―	―	◎
			報酬（翌月請求事務）	基本報酬 （@4,300） ＋ 初回加算 （@3,000）	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬
ケアマネジメント C	■初回のみアセスメント ⇒ケアマネジメント結果案作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒提供者への説明・送付 ■ケアマネジメント結果をサービス提供者に送付または本人が持参 （利用者の同意必要）	訪問型サービスA 通所型サービスA ※1種のみ利用の場合	プラン作成	×	×	×	×	×	×	×
			ケアマネジメント**結果作成**	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者と**連携**	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	―	×	×	×	×	×	―
			評価	―	×	×	×	×	×	―
			報酬（翌月請求事務）	基本報酬 （@4,300） ＋ 初回加算 （@3,000）	無	無	無	無	無	基本報酬